

○文部科学省令第二十九号

文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十一号）及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百六十六号）の施行に伴い、並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日

文部科学大臣 林 芳正

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを加える。

○文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）新旧対照表（平成三十年十月一日施行）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節〔略〕</p> <p>第二節 文化庁（第七十九条―第八十六条）</p> <p>〔款を削る。〕</p> <p>第三章 文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）</p> <p>第四章 雑則（第八十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房</p> <p>（企画官）</p> <p>第一条 大臣官房に、企画官一人を置く。</p> <p>2〔略〕</p> <p>第二款 生涯学習政策局</p> <p>（専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節〔略〕</p> <p>第二節 文化庁</p> <p>第一款～第三款〔略〕</p> <p>第三章 文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十九条）</p> <p>第四章 雑則（第九十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房</p> <p>（企画官）</p> <p>第一条 大臣官房に、企画官二人を置く。</p> <p>2〔略〕</p> <p>第二款 生涯学習政策局</p> <p>（専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官）</p>

第十七条 生涯学習推進課に、専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官一人を置く。

2 専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

三 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

3・4 [略]

（地域学校協働推進室）

第十九条 社会教育課に、地域学校協働推進室を置く。

第十七条 生涯学習推進課に、専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官一人を置く。

2 専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

三 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

3・4 [略]

（地域学校協働推進室）

第十九条 社会教育課に、地域学校協働推進室を置く。

<p>2 地域学校協働推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 地域学校協働活動に係る補助に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四〔略〕</p> <p>五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第三款 初等中等教育局 （企画官、教科書調査官及び視学官）</p> <p>第二十二条 初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。</p> <p>2 5 〔略〕</p> <p>6 視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義</p>

<p>2 地域学校協働推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 地域学校協働活動に係る補助に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四〔略〕</p> <p>五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第三款 初等中等教育局 （企画官、教科書調査官及び視学官）</p> <p>第二十二条 初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。</p> <p>2 5 〔略〕</p> <p>6 視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義</p>

務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7 [略]

（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官）

第二十三条 初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。

2 教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

二 二七 [略]

3 三六 [略]

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条 財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2 教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7 [略]

（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官）

第二十三条 初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。

2 教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

二 二七 [略]

3 三六 [略]

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条 財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2 教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

三〔略〕

3～8〔略〕

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十五条 教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。

2〔略〕

3 教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4～7〔略〕

〔項を削る。〕

8 カリキュラム・マネジメント調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるカリキュラム・マネジメントに関する調査並びに援助及び助言に当たる。

9 教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学

二 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

三〔略〕

3～8〔略〕

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、伝統文化教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十五条 教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、伝統文化教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十四人を置く。

2〔略〕

3 教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4～7〔略〕

8 伝統文化教育調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における伝統文化教育の教育課程に関する調査並びに援助及び助言に当たる。

9 カリキュラム・マネジメント調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるカリキュラム・マネジメントに関する調査並びに援助及び助言に当たる。

10 教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学

校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官）

第二十六条 児童生徒課に、生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ一人を置く。

2 [略]

3 生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びいじめ・自殺等対策専門官一人を置く。

4 生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5 5 じめ・自殺等対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等

学校及び中等教育学校におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法

（平成二十五年法律第七十一号）第一条に規定するいじめの防止等をい

う。）のための対策、自殺対策並びに児童及び生徒による犯罪又は刑罰法令に触れる行為が行われた場合の対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官）

第二十六条 児童生徒課に、生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ一人を置く。

2 [略]

3 生徒指導室に、室長及び生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

4 生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

「項を加える。」

6|| 12|| [略]

第四款 高等教育局

(企画官及び視学官)

第三十五条 高等教育局に、企画官一人及び視学官五人を置く。

2 [略]

3 視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)に当たる。

4 [略]

(私学共済室及び私学行政専門官)

第四十二条 私学行政課に、私学共済室及び私学行政専門官一人を置く。

2 [略]

3 私学共済室に、室長並びに共済調査官及び情報連携推進専門官それぞれ一人を置く。

4 [略]

5|| 情報連携推進専門官は、私立学校教職員の共済制度に関する個人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)の利用による情報の照会及び提供に係る専門的事項についての指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

6|| 私学行政専門官は、学校法人が行う外国における教育に関する企画及

5|| 11|| [略]

第四款 高等教育局

(企画官及び視学官)

第三十五条 高等教育局に、企画官一人及び視学官五人を置く。

2 [略]

3 視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言(スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)に当たる。

4 [略]

(私学共済室及び私学行政専門官)

第四十二条 私学行政課に、私学共済室及び私学行政専門官一人を置く。

2 [略]

3 私学共済室に、室長及び共済調査官一人を置く。

4 [略]

「項を加える。」

5|| 私学行政専門官は、学校法人が行う外国における教育に関する企画及

び立案に当たる。

(私学助成専門官)

第四十三条 私学助成課に、私学助成専門官一人を置く。

2 私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。)についての調査、指導及び助言に当たる。

第六款 研究振興局

(幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官)

第六十条 ライフサイエンス課に、幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官それぞれ一人を置く。

2～4 [略]

5 生命倫理・安全対策室に、室長並びにヒト胚研究対策専門官、ヒト細胞研究対策専門官、医学系研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官それぞれ一人を置く。

6・7 [略]

8 医学系研究対策専門官は、人を対象とする医学系研究に関する生命倫

び立案に当たる。

(私学助成専門官)

第四十三条 私学助成課に、私学助成専門官一人を置く。

2 私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。)についての調査、指導及び助言に当たる。

第六款 研究振興局

(幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官)

第六十条 ライフサイエンス課に、幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官それぞれ一人を置く。

2～4 [略]

5 生命倫理・安全対策室に、室長並びにヒト胚研究対策専門官、ヒト細胞研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官それぞれ一人を置く。

6・7 [略]

「項を加える。」

理に係る専門的事項（ゲノム改変研究対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての指導及び助言に当たる。

9〓13〓〔略〕

第二章 外局

第一節〔略〕

第二節 文化庁

〔款を削る。〕

（会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官）

第七十九条 政策課に、会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官二人を置く。

2・3〔略〕

4〓 文化政策調査研究室は、文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

5〓 文化政策調査研究室に、室長及び文化芸術政策調査官一人を置く。

6〓 文化芸術政策調査官は、文化の振興に関する基本的な政策に係る専門的事項についての調査及び研究に当たる。

7〓 企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

（企画官並びに美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官）

第八十条 企画調整課に、企画官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調

8〓12〓〔略〕

第二章 外局

第一節〔略〕

第二節 文化庁

第一款 長官官房

（会計室及び企画官）

第七十九条 政策課に、会計室及び企画官一人を置く。

2・3〔略〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

4〓 企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

〔条を加える。〕

査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官それぞれ一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3 美術品補償調査官は、展覧会における美術品の損害の補償に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

4 アイヌ文化振興調査官は、アイヌ文化の振興に関する専門的事項（国語課の所掌に属するものを除く。）についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

5 国立アイヌ民族博物館設立推進調査官は、国立アイヌ民族博物館の設置に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

（国際文化交流室）

第八十一条 文化経済・国際課に、国際文化交流室を置く。

2 国際文化交流室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

3 国際文化交流室に、室長及び国際文化交流調整官一人を置く。

4 国際文化交流調整官は、命を受けて、国際文化交流室の所掌事務に係る重要事項についての調整に当たる。

「条を加える。」

(日本語教育専門官)

第八十二条 国語課に、日本語教育専門官一人を置く。

2 日本語教育専門官は、外国人に対する日本語教育の振興に関する専門的事項（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

(著作物流通推進室及び国際著作権室)

第八十三条 著作権課に、著作物流通推進室及び国際著作権室を置く。

2 著作物流通推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（以下この条において「著作物等」という。）の利用の円滑化に係る施策についての企画及び立案に関すること。

二「略」

3 著作物流通推進室に、室長及びデジタルコンテンツ流通専門官一人を置く。

4 デジタルコンテンツ流通専門官は、電磁的な方式により流通する著作物等の円滑な利用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

5 国際著作権室は、著作者の権利、出版権及び著作隣接権（以下この条において「著作権等」という。）に関する条約その他国際協力に関する事務をつかさどる。

6 国際著作権室に、室長並びに文化国際交渉専門官及び海賊版対策専門

「項を加える。」

(著作物流通推進室及び著作権電子取引専門官)

第八十条 著作権課に、著作物流通推進室及び著作権電子取引専門官一人を置く。

2 著作物流通推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（第四項及び第五項において「著作物等」という。）の利用の円滑化に係る施策についての企画及び立案に関すること。

二「略」

3 著作物流通推進室に、室長並びに国際流通推進専門官及びデジタルコンテンツ流通専門官それぞれ一人を置く。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

官それぞれ一人を置く。

〔項を削る。〕

7|| 文化国際交渉専門官は、命を受けて、著作権等に関する条約その他の

国際約束に関する交渉に係る専門的事項についての連絡調整に当たる。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

8|| 海賊版対策専門官は、海外における著作権等の侵害に係る各国政府と

の協議その他の防止対策に関する専門的事項についての企画及び立案に
当たる。

〔条を削る。〕

4|| 国際流通推進専門官は、著作物等の海外における利用の円滑化に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

〔項を加える。〕

5|| デジタルコンテンツ流通専門官は、電磁的な方式により流通する著作物等の円滑な利用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6|| 著作権電子取引専門官は、著作物の利用に係る電磁的な方式による取引に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

〔項を加える。〕

(国際文化交流室並びに文化国際交渉専門官及び海賊版対策専門官)

第八十一条 国際課に、国際文化交流室並びに文化国際交渉専門官及び海

賊版対策専門官それぞれ一人を置く。

2 国際文化交流室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること(文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。)

二 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること(著作者の権利、出版権及び著作隣接権に関するもの並びに文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。)

「款を削る。」

「条を削る。」

- 3 国際文化交流室に、室長及び国際文化交流調整官一人を置く。
- 4 国際文化交流調整官は、命を受けて、国際文化交流室の所掌事務に係る重要事項についての調整に当たる。
- 5 文化国際交渉専門官は、命を受けて、著作権等に関する条約その他の国際約束に関する交渉に係る専門的事項についての連絡調整に当たる。
- 6 海賊版対策専門官は、海外における著作権等の侵害に係る各国政府との協議その他の防止対策に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第二款 文化部

(支援推進室及び文化活動振興室並びに芸術文化活動支援専門官)

第八十二条 芸術文化課に、支援推進室及び文化活動振興室並びに芸術文化活動支援専門官一人を置く。

- 2 支援推進室は、次に掲げる事務(第一号から第六号までに掲げる事務にあつては、芸術家及び芸術に関する団体が行う高度な芸術の創造に関するものに限る。)をつかさどる。
 - 一 芸術の振興に関する援助及び助言に関すること。
 - 二 芸術の振興のための助成に関すること。
 - 三 芸術に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
 - 四 芸術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るものを除く。)
- 5 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、芸術に係る専門的、

技術的な指導及び助言を行うこと。

六 教育関係職員その他の関係者に対し、芸術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

3 支援推進室に、室長並びに芸術文化アーカイブ専門官及び舞台技術専門官それぞれ一人を置く。

4 芸術文化アーカイブ専門官は、芸術に関する作品その他の資料の収集、整理、保存及び利用に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

5 舞台技術専門官は、舞台芸術の制作に係る舞台技術に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

6 文化活動振興室は、次に掲げる事務（長官官房及び文化財部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 地域における文化及び生活文化の振興に関する援助及び助言に関すること。

二 地域における文化及び生活文化の振興のための助成に関すること。

三 劇場、音楽堂その他の文化施設（美術館及び歴史に関する博物館を除く。）に関すること。

四 地域における文化及び生活文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

五 地域における文化及び生活文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域における文化及び生活文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、地域における文化及び生活文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

7 文化活動振興室に、室長及び文化活動専門官一人を置く。

8 文化活動専門官は、地域における文化活動の振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

9 芸術文化活動支援専門官は、芸術活動その他の文化活動に対する民間の支援に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

（日本語教育専門官）

第八十三条 国語課に、日本語教育専門官一人を置く。

2 日本語教育専門官は、外国人に対する日本語教育の振興に関する専門的事項（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

「条を加える。」

「条を削る。」

（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条 文化資源活用課に、文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官それぞれ一人を置く。

2 文化遺産国際協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策のうち国際協力に関するものの企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する世界遺産一覧表への文化遺産（同条約第一条に規定する「文化遺産」をいう。以下この号において同じ。）の記載並びに世界遺産一覧表に記載された文化遺産の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 無形文化遺産の保護に関する条約第十六条1に規定する人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への無形文化遺産（同条約第二条に規定する「無形文化遺産」をいう。以下この号において同じ。）の記載並びに人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された無形文化遺産の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 四 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）の施行に関すること。
- 五 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十号）の施行に関すること。
- 三 文化遺産国際協力室に、室長を置く。
- 四 文化財活用専門官は、文化に係る資源の活用による文化の振興（文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百一条第一号に掲げるものをいう。）に関する事務のうち文化財の活用に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。
- 5 熊本地震災害復旧対策調査官は、平成二十八年熊本地震により被災し

た建造物である有形文化財の修理又は復旧に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

6 古墳壁画対策調査官は、古墳壁画の修理及び公開に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

第八十五条「略」

「款を削る。」

「条を削る。」

第八十四条「略」

第三款 文化財部

（文化財保護調整室並びにアイヌ文化振興調査官、国立アイヌ民族博物館設立推進調査官及び文化財不法輸出入規制専門官）

第八十五条 伝統文化課に、文化財保護調整室並びにアイヌ文化振興調査官及び文化財不法輸出入規制専門官それぞれ一人を置く。

2 文化財保護調整室は、文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 文化財保護調整室に、室長を置く。

4 アイヌ文化振興調査官は、アイヌ文化の振興に関する専門的事項（文化部の所掌に属するものを除く。）についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

5 国立アイヌ民族博物館設立推進調査官は、国立アイヌ民族博物館の設置に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

6 文化財不法輸出入規制専門官は、文化財の不法な輸出入等の規制に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。

「条を削る。」

(美術館・歴史博物館室並びに古墳壁画対策調査官、美術品補償調査官及び国際文化財交流協力官)

第八十六条 美術学芸課に、美術館・歴史博物館室並びに古墳壁画対策調

査官、美術品補償調査官及び国際文化財交流協力官それぞれ一人を置く。

2 美術館・歴史博物館室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。第五項において同じ。）及び歴史に関する博物館に関すること。

二 独立行政法人国立文化財機構の組織及び運営一般に関すること。

3 美術館・歴史博物館室に、室長並びに美術品登録調査官及びミュージアム支援推進協力官それぞれ一人を置く。

4 美術品登録調査官は、美術品の公開の促進に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

5 ミュージアム支援推進協力官は、文化施設のうち美術館及び歴史に関する博物館の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6 古墳壁画対策調査官は、古墳壁画の保存及び活用に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

7 美術品補償調査官は、展覧会における美術品の損害の補償に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

8 国際文化財交流協力官は、建造物以外の有形文化財の保存及び活用に

「条を削る。」

「条を削る。」

（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び教科調査官）

第八十六条 文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メデ

係る国際文化交流及び国際協力に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（世界文化遺産室）

第八十七条 記念物課に、世界文化遺産室を置く。

2 世界文化遺産室は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する世界遺産一覧表への文化遺産（同条約第一条に規定する「文化遺産」をいう。以下この項において同じ。）の記載並びに世界遺産一覧表に記載された文化遺産の保存及び活用に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 世界文化遺産室に、室長を置く。

（熊本地震災害復旧対策調査官）

第八十八条 文化財部に、熊本地震災害復旧対策調査官一人を置く。

2 熊本地震災害復旧対策調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち平成二十八年熊本地震により被災した建造物である有形文化財の修理又は復旧に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

「条を加える。」

- イア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人及び教科調査官四人を置く。
- 2| 教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3| 地方創生企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち地域における文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。
 - 4| 芸術教育企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。
 - 5| メディア芸術調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちメディア芸術（文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）第九条に規定するメディア芸術をいう。）の振興に関する調査並びに援助及び助言に関するものを助ける。
 - 6| 生活文化担当専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち生活文化（文化芸術基本法第十二条に規定する生活文化をいう。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。
 - 7| 教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における芸術に関する教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

第八十七条「略」

第四章「略」

第八十八条「略」

附則

(初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室の所掌事務の特例)

第四条 初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室は、第二十六条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業に関する教科の教科用図書の編集及び改訂に関する事務をつかさどる。

(文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例)

第九条 第八十四条第五項の熊本地震災害復旧対策調査官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

第八十九条「略」

第四章「略」

第九十条「略」

附則

(初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室の所掌事務の特例)

第四条 初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室は、第二十六条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業に関する教科の教科用図書の編集及び改訂に関する事務をつかさどる。

(文化庁文化財部熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例)

第九条 第八十八条第一項の熊本地震災害復旧対策調査官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考 表中の「」の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

(独立行政法人国立科学博物館に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人国立科学博物館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○独立行政法人国立科学博物館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十五号）新旧対照表（平成三十年十月一日施行）

<p>改正後</p>	<p>（評価に関する庶務） 第十六条 科学博物館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。</p>
<p>改正前</p>	<p>（評価に関する庶務） 第十六条 科学博物館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文部科学省生涯学習政策局社会教育課において処理する。</p>

(独立行政法人国立美術館に関する省令の一部改正)

第三条 独立行政法人国立美術館に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○独立行政法人国立美術館に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十号）新旧対照表（平成三十年十月一日施行）

<p>改正後</p>	<p>（評価に関する庶務） 第十六条 国立美術館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。</p>
<p>改正前</p>	<p>（評価に関する庶務） 第十六条 国立美術館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁文化部において処理する。</p>